

香芝市訓令乙第2号

各 部 課  
各出先機関

香芝市公用車管理要綱及び香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市公用車管理要綱及び香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

(香芝市公用車管理要綱の一部改正)

第1条 香芝市公用車管理要綱(令和7年訓令乙第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 専用車 専ら特定の者の利用又は特定の業務の用に供する公用車で、 <u>公用車の整備及び管理に関する事務を所掌する課室の長</u> が指定するものをいう。 (管理責任者) 第3条 [略] (1) 共用車 <u>公用車の整備及び管理に関する事務を所掌する課室の長</u> (2) 専用車 <u>公用車の整備及び管理に関する事務を所掌する課室の長</u> が指定する職員 (使用手続)	(定義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 専用車 専ら特定の者の利用又は特定の業務の用に供する公用車で、 <u>管財課長</u> が指定するものをいう。 (管理責任者) 第3条 [略] (1) 共用車 <u>管財課長</u> (2) 専用車 <u>管財課長</u> が指定する職員 (使用手続)

改正案	現行
<p>第4条 共用車を使用しようとする者は、共用車使用申込書（第1号様式）を直属の上司（以下「所属長」という。）の確認の上、<u>公用車の整備及び管理に関する事務を所掌する課室の長</u>に提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、当該申込書の提出を省略することができる。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第4条 共用車を使用しようとする者は、共用車使用申込書（第1号様式）を直属の上司（以下「所属長」という。）の確認の上、<u>管財課長</u>に提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、当該申込書の提出を省略することができる。</p> <p>2～4 [略]</p>

改 正 案

第 1 号様式 (第 4 条関係)

共用車使用申込書

<u>申込課室</u>		使用者名		乗車人員	
使用日時	月	日	午 前後	時 分 ~	午 前後 時 分
行 先					
使用目的					
車 種					

現 行

第1号様式 (第4条関係)

共用車使用申込書

申 込 課		使用者名		乗車人員	
使用日時	月	日	午 前 後	時 分 ~ 午 前 後	時 分
行 先					
使用目的					
車 種					





改 正 案

第3号様式（第16条関係）

自動車事故報告書

年 月 日

安全運転管理者 殿

所 属 課 室			運 転 者 名	
事 故 発 生 日		年 月 日	午前 午後	時 分頃（天候）
事 故 発 生 場 所				
当 事 者  (甲)	住 所	(TEL)		
	氏 名	男 女 女 (年齢)		
	勤 務 先	(TEL)		
	<u>自動車の種類、車名及び年代</u>		登 録 番 号	
	免許証番号			
当 事 者  (乙)	住 所	(TEL)		
	氏 名	男 女 女 (年齢)		
	勤 務 先	(TEL)		
	<u>自動車の種類、車名及び年代</u>		登 録 番 号	
	免許証番号			

現 行

第3号様式 (第16条関係)

供 覧	総務部長	管財課長	人事課長	安全運転 管理者	部 長	次 長	課 長

自 動 車 事 故 報 告 書

年 月 日

所 属 課		運 転 者 名	
事 故 発 生 日	年 月 日	午前 午後	時 分頃 (天候)
事 故 発 生 場 所			
当 事 者  (甲)	住 所	(TEL)	
	氏 名	男 女	(年齢)
	勤 務 先	(TEL)	
	自 動 車 の 種 別 車名・年代	登 録 番 号	
	免 許 証 番 号		
当 事 者  (乙)	住 所	(TEL)	
	氏 名	男 女	(年齢)
	勤 務 先	(TEL)	
	自 動 車 の 種 別 車名・年代	登 録 番 号	
	免 許 証 番 号		

(香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第2条 香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会設置要綱(令和7年訓令乙第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) <u>保育所、認定こども園及び幼稚園の運営に関する事務を所掌する部の長</u></p> <p>(2) <u>政策に係る助言、指導、統括及び調整に関する事務を所掌する課室、入札に関する事務を所掌する課室並びに子育て支援に関する事務を所掌する課室の長</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>前条第1号に掲げる者</u>をもって充て、会務を統括する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>保育所、認定こども園及び幼稚園の運営に関する事務を所掌する課室</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) <u>子ども家庭部長</u></p> <p>(2) <u>市長公室総合政策課、総務部管財課及び子ども家庭部児童福祉課の課長</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 会長は、<u>子ども家庭部長の職にある者</u>をもって充て、会務を統括する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>子ども家庭部保育幼稚園課</u>において処理する。</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。